

保 全 抗 告 理 由 書

平成29年4月10日

東京高等裁判所 御中

抗 告 人 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

- 1 原決定が、「復刻 全国部落調査」が部落解放同盟の業務遂行権を侵害するものではないとした点は正当であるが、その他の判断については、全国部落調査の出版を禁ずるという結論ありきで、およそ事実と法律に基づくものとは言えない不当な理由を後付けしたものと言わねばならない。

原審においては、平成29年1月12日に行われた最後の審尋の直前に担当裁判官が突然交代しており、裁判官と当事者の間で特に質疑応答が行われることもなく、そもそも裁判官が部落問題についてよく理解していなかったと考えられる。

そのため、次に述べる通り原決定には原審における双方の主張と異なる点や矛盾が見られる。

- 2 原決定は前提事実として、相手方らが「同和地区出身者」とであると認定している。では「同和地区出身者」とは何なのかというと、原決定は「個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではない」(16頁)としている。

前述のとおり、「同和地区といわれる一定の地区の出身者」が「同和地区出身者」であるとの主張を当事者らは行っておらず、双方が「被差別部落出身者」を自称したのみである。この点は不可解であるが、いずれにしても原決定は「同和地区といわれる一定の地区の出身者」が「同和地区出身者」であると認定し、相手方が「同和地区出身者」と認定したのである。

原告人は保全異議申立書において、原告人代表者が被差別部落出身者であると予備的に主張した(保全異議申立書4頁)。そして、双方とも「出身地」を疎明していないのに、相手方だけを「同和地区出身者」と認定したことは不可解である。原決定は「同和地区といわれる一定の地区の出身者」が「同和地区出身者」と言いながら、実は相手方が部落解放同盟の会員という地位にあることに惑わされたものである可能性がある。

また、全国に散在する「同和地区」をひとまとめにして、「同和地区出身者」である相手方の人格権に係るものであるというのであれば、「同和地区出身者」である原告人代表者の人格権に係ることでもあるはずである。

原決定が「全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載し」たものだと判断した全国部落調査の復刻版および、もととなった全国部落調査には「鳥取県気高郡美穂村下味野」(現在の鳥取県鳥取市下味野)の記載があり(別紙目録1「全国部落調査」171頁)、ここは原告人代表者の「出身地」である。

何を「出身地」というのか明白ではないが、幼少の頃から長らく住んでいた場所を言うのであれば、戸籍の附票(乙59)から疎明することができる。

また、乙18、60か、鳥取市下味野が戦後に同和地区指定されたことが明らかである。

本来、このような主張をすることは原告人代表者の信念に反するが、相手方らと横浜地方裁判所は原告人代表者をここまで追い込んだのであるから、その責任を

果たすべきである。

- 3 原決定は「我が国における同和問題の取組みについて」(9頁)を理由としているが、これらは政治的な背景であり、当事者らとは直接無関係な事柄である。政治的な背景を理由に出版物の発行を禁ずることは、憲法を守る上でもっともあつてはならないことである。

あえて付言すれば、同和対策審議会答申は内閣総理大臣に対する一審議会の答申であり、法律でもなければ、国民に対するものでもない。なおかつ、答申を受けて昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法は時限立法であり、関連法規も含めて平成14年3月31日に失効済みである。

また、昭和50年のいわゆる「部落地名総鑑事件」は抗告人には全く無関係な事柄であり、抗告人が部落差別を行った事実はない。本件とは全く別の、歴史上の事柄を抗告人の行為と同一視することは、不当な印象操作である。

平成28年12月9日に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」は、まさに本件の審尋の最中に成立したもので、国会における審議の過程でも本件は公知のことであったが、それでも法務省の人権擁護機関が取り組んできたとされる「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合には、その削除を要請する」との内容は法律には盛り込まれていない。しかも、「復刻 全国部落調査」は出版物であつて「インターネット上」のものではないし、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」であると原決定は判断していない。

原決定は、明らかに法律の内容と立法者の意志を超えるもので、不当なものである。

4 原決定は部落地名総鑑と全国部落調査が趣旨及び内容において同種のものであるという(13頁)が、「趣旨」が同じである根拠が示されていない。そもそも、「趣旨」とは何を意味するのか判然としない。部落地名総鑑が企業などで身元調査を行い、部落差別をするための図書であるというのであれば、「復刻 全国部落調査」には「部落解放と同和対策事業、部落史研究のため」であることが明示されており、全く趣旨が異なるものである。

「部落地名総鑑」は特定の書籍を指すものではなく、内容についても伝聞資料しかなく、「同種」であるとは言えない。また、全国部落調査が「部落地名総鑑の原典」であるという等の理由で、「復刻 全国部落調査」が部落地名総鑑と同種であると断ずる(13頁)が、論理の飛躍である。「復刻 全国部落調査」はその内容においても、販売方法においても、部落差別を推奨するようなことは全く行っていない。

「部落地名総鑑の原典」とは、つまり「全国部落調査」が時代的に「部落地名総鑑」に先行しており、なおかつ引用元になっているということである。引用元の文書が引用先の文書と同種というのは極めて不合理な考えであり、むしろ逆で、引用先の部落地名総鑑が引用元の全国部落調査と実は同種であると考えるのが合理的な考え方である。

原決定の理由どおりであるなら、例えば大阪府や部落解放同盟大阪府連合会が作成した大阪府の部落地名リストも、部落地名総鑑の原典となれば(これは仮定ではなく、事実として過去にそのようなことがあった)部落地名総鑑と同種ということになる。

結局、「復刻 全国部落調査」が部落地名総鑑と同種であるとの評価は事実に基づく判断ではなく、印象によるレッテル貼りにすぎない。

- 5 原決定は、過去に法務省が「部落地名総鑑」を焼却処分した経緯などを述べているが、前述のとおり全国部落調査と「部落地名総鑑」は別のものであるし、過去における法務省の行為は書籍の内容や、当事者らの法律上の権利関係とは無関係なことである。しかも、「法務省人権擁護局は、平成元年7月28日、「部落地名総鑑事件の処理をすべて終了した」旨の声明を発表した」(11頁)とある通り、既に終わった事柄である。

「ひとたび本件出版予定物の出版等がされた場合には、部落地名総鑑と同様の利用がされることにより、同和地区出身者の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長するおそれが高く」(14頁)と述べている。しかし、そのような仮定をするまでもなくインターネットで既に全国部落調査の内容が流布され、1年が経過しているのに、事実としてそのような事態が生じているという疎明はされていない。

むしろ、抗告人は反証(乙58)を示している。

全国部落調査が同和対策事業を進めるための資料として作成されたものであること、同和問題が重大な社会問題であること述べておきながら(13頁)、全国部落調査の内容が「公共の利害に関する事項でもない」(14頁)と言うのは、矛盾した判断である。同和対策事業はまさに公共の利害に関わる事業であるし、誰でも居住移転の自由があるのだから、地名は私的な事項ではあり得ず、まさに公共の利害に関する事項である。

- 6 原決定は、「その印刷物が未だ存在しなかったとしても、そのことをもって、その出版等の差止めを求める請求が妨げられるものではなく」(16頁)と言うが、出版等の差し止めはともかくとして、存在もしない出版物を、主文の(2)(3)にある通り、横浜

地方裁判所執行官に引き渡し、保管させることができるわけではない。

- 7 原決定は、部落名や同和地区名が列挙された歴史資料や行政資料について、「復刻 全国部落調査」と趣旨と内容が違うとして正当化する(17, 18頁)が、別の出版物なのだから趣旨や内容が違うのは当たり前のことである。単に違いをあげつらった原決定の理由説明は意味をなしていない。

「人格権」の問題であるなら、なぜ特定の都道府県や一部の同和地区ならよいという趣旨の説明になるのか、意味不明である。まさか、相手方らの人格が、全国の同和地区に分散して存在しているわけでもあるまい。仮に「出身地」が同和地区かどうか判別できるから問題というのであれば、相手方らの「出身地」の場所が掲載されているかどうかは問題となるはずである。

また、「行政資料」や「同和問題に取り組む団体の報告資料」であるからよいと言いながら、一方で全国部落調査が同和対策事業を進めるための資料(13頁)と認めていることは矛盾である。

「公共の利害に関する事項」であるかどうかを問題にしておきながら、全国部落調査を引用したり、同和地区の地名一覧を掲載したりする文献の内容が、公共の利害に関するものかどうかを問題にせず、「当該調査・研究に必要な限り」と、裁判所が学問の価値を判断するようなことをするのは矛盾している。

全国部落調査が部落地名総鑑の原典であることから明らかになったことは、内容から見れば部落地名総鑑も歴史資料や行政資料と変わりがなく、差別の原因はその使い方にあるということである。それをあくまで認めず、全国部落調査の復刻を禁止するという結論ありきで、現決定は不合理で矛盾した判断をしている。

8 原告人は、部落ないし同和地区の場所が広く知られるようになって、同和問題に係る人権侵犯は増えるどころかむしろ減っているという、客観的なデータ(乙58)を示した。しかし、原決定は、ごく散発的でなおかつ詳細な事実関係も明らかでない事例をもとに原告人の主張を退けている(18頁)。

これこそ、まさに一部の事例や伝聞程度のことで全体を判断する「偏見」であり、差別を助長する態度である。

「戸籍謄本等の不正取得事案のうち一部については、調査対象者が同和地区出身者かどうかを調べることを目的とするものであった」というが、具体的に戸籍謄本等と全国部落調査を使って、どのように「同和地区出身者」を特定するのか説明されていない。

「同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在することは否定できず」と言うが、単に一定の地区の出身だから差別行為が容認されるということは不合理な考えであるし、同和地区に限らず様々な地域に存在する地域への印象の違いをことさら「差別」とあげつらうことも不合理なことである。深刻な問題があるとするれば、その原因は単なる地名ではなく地域の実態や人の有り様によると考えるのが合理的である。原決定は「差別行為を容認する意識が一定程度存在する」とあたかも他人事のように言うが、裁判官自身が同和地区を特別視していると考えざるを得ない。

また、客観的なデータを無視し、原告人らの部落問題に対する取り組みをことごとく否定し、ことさら差別の存在を主張しながら、原決定には部落問題解決のための筋道がどこにも示されていない。

政治的な背景や全国部落調査の学問的価値等は、本来は裁判所が踏み込む部分ではないが、今回裁判所はあえてそこまで踏み込んでおきながら明確な「部

落解放理論」を何ら提示していない。

- 9 抗告人代表者は、ここ10年近く部落の地名と情報公開について研究してきた。その結論は次のとおりである。

情報公開と秘密保護の法体系は「公然の秘密の存在を許さない」「情報を公開することに説明は不要だが、隠すためには説明を要する」という仕組みになっている。部落の地名は「公然の秘密」であり、それを無理に隠そうとすれば、極めて差別的な理由説明をしなければならなくなってしまうため、部落の地名を隠すのは誤りである。

まさに、原決定は裁判所が「同和地区出身者」を認定するという差別的なものになっており、抗告人代表者の研究の正しさを示すものである。

原決定のような理由説明は普遍性がなく、このようなものを漫然と前例踏襲し続けるのであれば、100年後の人間にも「部落は差別される」と言い続けなければならなくなる。

原決定は、結果的に抗告人代表者を「同和地区出身者」と認定し、抗告人代表者が「同和地区出身者」であることを否定する権利を奪うものである。

そればかりか、「差別される人間」であることを否定する権利も奪っている。原判決の理由どおりであれば、全国部落調査を秘密にしなければいけないと言う限り、抗告人代表者のような「同和地区出身者」が差別されるような存在ではないと言うことが論理的に不可能であるからである。また、自分の出身地について「安心して住める場所だ」と言うこともできない。

また、抗告人代表者がいわゆる「一般地区」の出身者であれば、自分の出身地がかつて墓場だろうと刑場だろうと、その歴史や政治的背景を自由に研究・発表できたはずである。例えば、平家の落人部落の出身者が出身地に興味を持って研究

し、その結果として全国の落人部落の一覧を発表しても本件のような扱いはされな
いであろう。しかし、「同和地区」の出身者が、自分の出身地の歴史や政治的背景
を研究・発表すると、本件のような扱いを受けることは理不尽極まりない。

このように、原決定こそが、抗告人代表者のみならず「同和地区出身者」の人格
権、学問の自由を侵害するものであるから、取り消さなければならない。

以上